

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鯖江市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて契約に秘密保持に関する内容を含めている。

評価実施機関名

福井県鯖江市長

公表日

令和8年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	鯖江市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	予防接種・母子保健システム、宛名・住登外システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表126の項 2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 行政管理・DX推進課 鯖江市西山町13番1号 0778-53-2200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康づくり課 鯖江市水落町2丁目30番1号 0778-52-1138
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底に厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 十分でない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行い、アクセスログの記録もしている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月29日	I 1～②事務の概要	鯖江市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	鯖江市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年9月29日	I 3	1. 番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項 2. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 3. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月29日	I 4～②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号	1. 番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月10日	I 1～②事務の概要	鯖江市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	鯖江市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和4年3月10日	I 1～③システムの名称	予防接種・母子保健システム、宛名・住登外システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	予防接種・母子保健システム、宛名・住登外システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和4年3月10日	II 1、II 2	2020/12/1	2022/3/1	事前	
令和4年5月31日	I 7	総務課	行政管理課	事後	
令和7年1月17日	I 3	1. 番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2項	1. 番号法第9条第1項別表126の項	事後	
令和7年1月17日	I 4～②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)および別表第二 【情報提供の根拠】 ・16の2項、17項、18項、19項 【情報照会の根拠】 ・16の2項、16の3項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項) 【情報照会の根拠】 ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項	事後	
令和7年1月17日	II-1、II-2	令和4年3月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月17日	IV 8		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底に厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	
令和7年1月17日	IV 11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行い、アクセスログの記録もしている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年6月15日	I 7	行政管理課	行政管理・DX推進課	事後	